

奄美市繁盛店づくり支援事業補助金

【経費の例】

補助対象事業の例	<p>・補助対象となる事業の例は、以下の通りです。</p> <p>「○」・・・対象となるもの 「△」・・・事業計画の内容により必要と認められるもの 「×」・・・対象とならないもの</p> <p>(1) 繁盛店づくり支援事業(ハード)</p> <p>①店舗の集客力の向上を図るために実施する店舗リフォーム工事に係る経費の例。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○看板・オーニングの新設、改修 ○床・内壁・クロス・天井の張替、塗装 ○照明の刷新（既存照明の入替は除く。）※LED化など ○自動ドア、スロープ、手すりの新設、改修 ○バリアフリートイレへの改修 △トイレの洋式化 △外壁デザイン等の刷新 <p>・以下は対象外の例です。（店舗の維持管理にかかる費用等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ×天井、床、壁等の断熱化 ×屋根の修繕、防水化 ×外壁の修繕、塗装 ×窓ガラス・サッシ・畳・シャッターの交換工事 ×車庫、物置、倉庫、駐車場等に関する工事 ×屋外設備（門扉、塀、柵、垣根、植栽）に関する工事 ×移動販売店舗、仮設店舗に関する工事 ×浄化槽設備工事、公共下水道への配水管接続工事 ×太陽光発電、再生可能エネルギー等の設備に関する工事 ×誘導灯、非常灯、火災報知器等の消防設備に関する工事及び消防・防災用品の購入 <p>※工事経費が10万円以上のものが対象です。</p> <p>※市内業者によって施工するものに限りません。ただし、市内業者によって施工することが困難な場合はこの限りではありません。</p> <p>②店舗の集客力の向上を図るために導入する、店舗専用備品の購入経費の例。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商品陳列棚（ショーケース）の新設、改修、交換 ○イス・テーブルの新設、交換 ○カーテン・ブラインド・襖の新設、交換 △エアコン、換気扇の新設、交換 △業務用冷蔵庫、冷凍庫の新設、交換
----------	--

- △給湯設備の新設、交換
- △給排水、衛生（換気を含む）設備の交換、設置
- △ICT化を図るために導入するパソコン、レジ等の事務用機器の購入

・以下は対象外の例です。

- ×家庭用家電、コピー機、FAX、パソコン、レジ等の事務用機器の購入
- ×防犯用カメラ・ライトの購入

※①のリフォーム工事を実施する場合のみ申請可能です。

※市内業者によって購入するものに限ります。ただし、市内業者によって購入することが困難な場合はこの限りではありません。

※備品一つの取得価格（消費税及び地方消費税の額を含む。）が1万円以上のものが対象です。

（2）繁盛店づくり支援事業(ソフト)

①自社の製品、サービスの情報の発信力や販売力の強化を図るために実施する事業にかかる経費の例

- ホームページの開設・リニューアル（パソコン更新のための経費・ソフト等購入費、ドメイン維持費、サーバー維持費を除く。）
- 自社をPRするノベルティグッズの作成
- 既存商品パッケージのリニューアル（パッケージ作成数量は最小ロット数が対象）
- 商品パンフレット・チラシの作成（一過性のチラシを除く）
- プロモーション動画の作成
- 自社の製品を紹介するための展示会等（物産展などの販売を主たる目的とするものは対象外）
- ×テレビ放送・新聞・ラジオ、WEBへの広告経費のみの事業

②専門家及びアドバイザーの招聘に伴う報酬、旅費等の例

- 専門家及びアドバイザーへの謝金
- 専門家及びアドバイザー招聘にかかる旅費
- ×申請者の研修会参加等にかかる旅費

③経営革新等支援機関（認定支援機関）が実施する経営改善計画策定等の経費の例

○経営改善計画の策定

経営革新等支援機関（認定支援機関）とは…中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等が受けられるために、専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。（例）商工会議所、商工会、金融機関、税理士 など